所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況公表

・所定疾患施設療養費とは・・・

入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に『所定疾患施設療養費』を算定いたしております。

・治療の実施状況について

厚生労働大臣が定める基準に基づき、治療の実施状況について公表いたします。

令和４年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
肺　炎	人数										2			2
	日数										7			7
尿路感染症	人数			1	1							1		3
	日数			4	7							5		16
帯状疱疹	人数						1							1
	日数						5							5
蜂窩織炎	人数			1										1
	日数			5										5

令和５年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
肺　炎	人数		2	1									1	4
	日数		12	7									7	26
尿路感染症	人数		2	1	1		2	2				1	1	10
	日数		8	3	2		11	7				6	4	41
帯状疱疹	人数													
	日数													
蜂窩織炎	人数	1								1	1			3
	日数	4								3	5			12

令和６年度		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計
肺　炎	人数			1			1	1		1				4
	日数			7			7	1		7				22
尿路感染症	人数		1	1		3	1	2	1	1	1	3	3	17
	日数		7	5		10	7	5	7	2	7	10	19	85
帯状疱疹	人数							1						1
	日数							7						7
蜂窩織炎	人数												1	1
	日数												5	5